

(議事録)

佐野会長 それでは、ただいまより令和3年度第3回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

 初めに、本日の出席委員の状況について報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

賃金室長補佐 報告します。公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、出席者数14名でございます。

佐野会長 ありがとうございます。今報告していただきましたように、本審議会の出席状況は今のとおりでございます。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本日の本審議会の主な議題は、特定最低賃金についての意見聴取でございます。なお、本審議会は埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条1項により会議を公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開することといたします。なお、本日の傍聴人はいらっしゃらないという報告を受けております。

 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側委員は柿沼委員さん、使用者側委員は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

 続いて、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

賃金室長 本日の配付資料について御説明させていただきます。本日は特定最賃の必要性の有無の審議になりますので、その審議に資するために配付させていただきました。

 まず資料No.1ですけれども、令和3年度特定最低賃金に関する基礎調査結果です。これはあくまでも速報値ですので、変わることもございます。5つの特定最低賃金に関しまして、仮集計ということで報告させていただきます。

 さらに本日は必要性の有無ということで、埼玉県最低賃金とあって、現行の5業種の金額を載せた最低賃金の金額の表を説明します。適用除外ということで4項目、18歳未満または65歳以上の者や、雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中のもの手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は、運搬の業務に主として従事する者、清掃又は片づけの業務に主として従事する者に関しましては、これら特定最賃に関して適用除外となっております。

 続きまして、資料No.2になりますけれども、埼玉県四半期経営動

向調査の結果ということで、県内の景況感や売上げD I等を説明するために御用意しました。

資料N o. 3は埼玉県の鋳工業生産指数ということで、各特定最賃の業種ごとの生産、在庫、出荷数を説明させていただきたいと思います。

最後に資料N o. 4ですけれども、特定最賃の改正の必要性に関しまして、労働者団体からそれぞれ各特定最賃5業種の意見書、及び自動車販売店協会様から意見書を頂いております。これに関しましては、事務局で読み上げという形で報告させていただく予定になっております。

不足等がありましたら、お申しつけください。

佐野会長

資料は特に不足はございませんか。

ないようでしたら、議題1に移らせていただきます。議題1は特定最低賃金の改正の必要性の有無についての参考人意見聴取でございます。詳細は事務局からお願いいたします。

賃金室長補佐

それでは、資料N o. 4-1から順番に、基本的に読み上げさせていただきます。

4-1、非鉄金属製造業でございます。提出者はU A C J労働組合深谷支部です。

1番、事業所の景況感。U A C Jはアルミニウム総合メーカーとして圧延による板材や押し出し品などの生産をしております。深谷製造所の主力製品は主に厚物の圧延材となります。この厚物の圧延材について、2020年9月までの……。

佐野会長

長いですから、お座りになって結構です。

賃金室長補佐

2020年9月までの収益は地金価格、為替レート、新型コロナの影響を受けて不振が続いておりました。2020年10月以降はリモートが増えたことによるI T材の増加や自動車の需要が回復したことにより、生産量が回復し、収益も改善しております。今後の深谷製造所につきましては、半導体需要に伴う関連材の需要の増加も見込まれ、さらなる収益の改善を見込んでおります。

2番については、必要性がある。

3番、その理由。アルミの加工業務は技術を要する業務です。また、「きつい、汚い、危険」のいわゆる3K職場があるのも事実ですので、地賃と同額では人材確保が困難となります。アルミ産業は自動車産業やI T産業などを下支えしており、国内の生産拠点が重要な役割を果たしております。新卒者の雇用を生み出すためには、企業や産業の価値を上げ、より魅力ある仕事に就き、素晴らしい人材を確保すること

で産業の競争力を高めることが必要となり、未来永劫、企業の発展につながる意味合いを強く持っています。

労使交渉の手段を持たない未組織の中小企業や非正規労働者を含めた産業全体の賃金の底上げを図ることにより、県内産業の活性化はもとより、隣接している東京都への労働者流動を抑えることもできると考えます。

次に、資料No.4-2です。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、組織名、サンケン電気労働組合。

1、事業所の景況感。昨年度の当社グループの市場環境は、上半期に新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済停滞の影響を受けましたが、下半期には、中国で生産や消費活動がいち早く回復したほか、グローバルで半導体市場が活況を呈するなど、景気の持ち直しの動きが見られました。

今後の世界経済につきましては、短期的には新型コロナウイルスの収束が見通せず、先行き不透明感が払拭できない状況にあります。米国で追加経済対策などを受けて、国際通貨基金、IMF発表の成長率見通しが6.4%(前回5.1%)に大きく上方修正され、また、8.4%(前回8.1%)の高成長が見込まれる中国と合わせて、2大国が世界経済を牽引する構図が鮮明になってきております。

当社グループが想定する中長期的な市場環境においては、白物家電のインバーター化率の上昇や、自動車の電動化に代表される環境対応とDXの普及が追い風となっており、半導体市場が本格的な需要増加局面に入ることを見込んでおります。

このような状況下で2021年4月より、基準内賃金のベースアップと企業内最低賃金の改善を行ってきました。

2番については、必要性がある。

3、その理由。特定(産業別)最低賃金は、全ての労働者に適用される地域別最低賃金と異なり、より付加価値の高い基幹的労働者に適用される賃金の最低基準を決めるものである。労働組合のない組織(企業)にも波及させ、産業の横断的な最低賃金として、公正性を保つことにも役立つ機能である。したがって、地域別賃金と同じ、もしくは上回る改善額で、労使協定額の水準に近づけることが重要であり、必要である。

また、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、第4次産業革命に加えて社会のデジタル化が加速される中、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術を生かした新たな価値の創出が期待されている。このように産業経済と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材確保の面からも、特定(電機)最低賃金の金額改正の取組が必要である。

次に、資料No.4-3でございます。輸送用機械器具製造業、組織

名、フジアイタック労働組合。

1、事業所の景況感。新型コロナウイルスの影響により、一時期生産量が激減したものの、昨年末より急激に生産量が回復し、年末年始の休日を返上して稼働するなどして対応に当たりました。今年も引き続き生産量は高止まり状態にあり、従業員の残業や休日出勤が続いています。従業員の負荷を軽減するためにも、正社員、派遣社員を問わず採用募集をしていますが、人が集まらない状況が続いています。

労働組合としても、JAM加盟の労働組合を通じて応援できる企業を探しましたが、見つからない状況が続いています。

これからは暑い時期が続き、従業員の健康管理が心配です。今後もしばらくの間は高生産が続くと思われ、人材確保が大きな課題となっています。

2番については、必要性がある。

3、その理由。自動車業界においては大転換期を迎えており、昨年までのCASE（コネクティッド、自動化、電動化、シェアリング）に加え、今年には多くの自動車メーカーがカーボンニュートラルへの方針を発表した。自動車部品については脱エンジンが急速に加速するし、これまでの事業から、電気自動車や水素自動車などの新規事業へ生き残りをかけて対応しなければならない。生き残りに向けては人が重要であり、これまで必要としてきた人材に加え、新たな知識や経験を有する人材を育成・確保しなければならない。そのためには企業内最低賃金の上げはもとより、業界全体の賃金の底上げを図る必要がある。

こうした急激な環境変化にさらされる自動車業界では、公正競争と人材確保の観点から特定最低賃金が必要であり、引上げを行っていかねば、5年、10年先に生き残ることができないと考える。

また、現在の輸送用機械器具における労働者に占める非正規労働者の割合が高くなっており、その多くは低賃金での労働を余儀なくされている状況にあります。低賃金で働く非正規労働者の多くは、通常的生活もままならない状態と推察でき、今後の事業変化や高生産性に向かうためには、これらの労働者の処遇を改善する必要があると考えます。

次に資料No.4-4、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業、組織名、富士フイルム労働組合。

1、事業所の景況感。2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、世界各国での外出規制や各種イベントの自粛・中止などの影響を受けて減収となった。下半期の営業利益は、新型コロナ影響を挽回し対前年増益となり、今後は回復傾向にある。

2については、必要性がある。

3、必要性の理由。光学産業では、カメラ市場の縮小に対応するための新たな事業創出に向けて、弊事業所だけでなく、産業として生き

残るためにも優秀な人材を確保・定着させなければならない。そのためには、人材の確保、「低賃金・低生産性」産業に陥ることを防ぐ、産業界内の公正競争確保などの観点から、現在の特定最賃が必要であり、早期に1,000円以上にしていく必要がある。

資料No.4-5です。自動車小売業、組織名、日産プリンス埼玉販売労組。

1、事業所の景況感。昨年から続くコロナ禍ではあるものの、プライベート空間を確保して通勤・移動ができる手段として、需要は確実に回復してきており、受注が増加している。しかしながら、半導体の不足による車両及び部品の生産遅れにより、登録に遅れが発生しており、売上げとしては昨年比では増加、一昨年比では微減の状況となっている。また、新車販売だけでなく、中古車部品にも影響が及んでおり、中古車需要に対し、新車の登録遅れにより中古車が不足している。しかしながら需要は確実にあり、半導体不足が解消すれば、販売実績は上がっていく見通しとなっている。

2については、必要性がある。

3、必要性の理由。特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上及び事業の公正競争の確保を目的として、産業ごとの基幹的労働者の賃金の最低額を保障する制度である。

自動車産業は大きな変革期を迎えており、日産だけでなく、自動車業界全体がカーボンニュートラルへの対応を迫られる。今後は電動化、水素、自動化、コネクティッドなど、これまでの自動車とは機構や機能が大きく変わっていくことは確実に、販売・整備をするためには、新たな知識を持った優秀な人材を自動車小売業全体で確保していかななくてはならないと考える。

また、低賃金による雇用は高生産性を維持することが困難となり、企業・産業の発展の阻害要因ともなる。また、バリューチェーン内の付加価値の確保と公正な配分、産業界内の公正競争確保も重要と考える。以上のことから、現在の特定最賃は必要であり、早期に1,000円以上にしていく必要がある。

最後に、資料No.4-6でございます。数ページにわたりますので、省略させていただくこととしたいと思いますが、令和3年度特定（産業別）最低賃金に関する意見聴取書、団体名は埼玉県自動車販売店協会です。団体の構成員は53社、その中で当会総務・交通安全部会委員会11社の意見を集約したということで頂いております。

この中で御意見の部分を中心に紹介させていただきたいと思いますが、7ページから、4の(2)以降が御意見の部分になっております。読み上げます。

最低賃金制度に関する意見・要望について。同制度による最低賃金の改善によって、労働条件の改善や従業員の生活の安定、労働力の質

的向上等につながることに期待。

最低賃金制度により、給与所得者の全体的な所得増とインフレ誘導には理解。

自動車業界の最低賃金を他の業界と区分して算出する必要性は消失していると思う。他の業種の最低賃金と入れ替えたほうがよい。

最低賃金に見合う生産性を上げなければ、企業がなくなる、マーケットも縮小していくので、案外バランスが取れていくのだろう。

業種別最低賃金では、自動車業界が他業界と比べ金額水準が高いほうだと感じる。特にメカニック関係は今後の人材確保の面で難しい。

政府は全国平均で時給1,000円をより早期に達成するという目標を示しているが、時給平均で1,000円となると、埼玉県では1,000円を上回り、雇用継続が厳しくなる。

正規と非正規の格差是正のためとはいえ、ここ数年の急激な上げ幅は負担が大きくなるため、何のためにやるのか目的をよく考え、全体を見てやってほしい。

(3) 最低賃金審議会に関する意見・要望について。新型コロナウイルスの影響により難しい局面になったが、現時点では雇用維持に注力すべきと考える。

コロナ禍を理由に最低賃金の引上げを棚上げすることなく、雇用を守ることとバランスを取り、将来の社会保障の充実につながるよう、同審議会の中で議論を深めてもらいたい。

IT産業等、世間において影響の大きい業界について、最低賃金を設定したほうがよいと思う。

厚生労働省主体で運営しているため、意見はない。

正規と非正規の格差是正のためとはいえ、ここ数年の急激な上げ幅は負担が大きくなるため、何のためにやるのか目的をよく考え、全体を見てやってほしい。

このような無駄な審議会をなくして、行政コストを下げる以外にワニの口はふさがらない。プライマリーバランスゼロは絵に描いた餅に終わるのだろう。何回先送りすれば済むのでしょうか。以上。

頂きました意見書については以上でございます。

佐野会長

補足することはございますか。

賃金室長

続きまして、資料の具体的な中身についての説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

開きまして資料No.1ですけれども、基礎調査結果5業種が掲載されております。

3ページ目をお開きいただきたいんですけれども、必要性の有無について審議いただくのですが、「必要性あり」とするには、埼玉県最低

賃金で改正される金額を超え、かつ現行のこの特定最賃の金額をプラス1円以上上げることが「必要性あり」ということになりますので、その辺に注意しながら御審議いただく形になります。

例えば3ページ目で言う非鉄金属製造業は、現行948円ということで、今、埼玉県最低賃金928円と20円の差があるわけですので、必要性の有無に関しましては、基本的には特定最賃の優位性を検討するのですが、同じく埼玉県最低賃金の金額が20円の差で、その金額の上げ幅によっては埋没という形にもなります。例えば今、目安で出ている28円という金額がそのまま埼玉県最低賃金の適用になりますと956円ということで、現行の非鉄金属製造業948円と電子部品の954円の2つが、県最賃より実質下回るという形になります。よって、特定最賃の優位性を議論していただいた上で、改正される埼玉県最低賃金を超え、現行の特定最賃額のプラス1円以上を引き上げるという審議することをもって、「必要性あり」という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、資料No.2ですけれども、埼玉県四半期経営動向調査を簡単に事務局で読み上げさせていただきます。まず表紙に関しまして、厳しい状況ではあるが、製造業を中心に持ち直しの動きが続いている。先行きについては、改善の動きが見られるという形で報告されております。

開きまして2ページ目ですけれども、調査結果の概要を読み上げさせていただきます。

太字と及び下線のところを読み上げさせていただきます。県内中小企業の景況感には厳しい状況ではあるが、製造業を中心に持ち直しの動きが続いている。先行きについては改善の動きが見られる。

1、経営者の景況感と来期の見通しについて。自社業界の景況感DIはマイナス57.8となり、4期連続で改善した。前期比で3.3ポイント増加、前年同期比で21.3ポイント増加。先行きについては、「よい方向に向かう」と見る企業は7.5%、「悪い方向に向かう」と見る企業は30.6%、先行きDIはマイナス23.0と4期ぶりに悪化。

3ページ目、2、売上げについて。売上げDIはマイナス31.6（前期比プラス14.1）となり、2期ぶりに改善、来期は改善する見通し。

3、資金繰りについて。資金繰りDIはマイナス25.8（前期比プラス7.1）となり、2期ぶりに改善。来期は悪化する見通し。

4、採算について。採算DIはマイナス36.1（前期比プラス9.1）となり、2期ぶりに改善。来期は改善する見通し。

5、設備投資について。実施率は19.3%となり、前期と同水準となった。来期は減少する見通し、となっております。

さらに景況感、DIの業種ごとの経過が7ページに記載されております。7ページを御覧ください。

特定最賃の業種のみを読み上げさせていただきます。鉄鋼業・非鉄金属、4～6月期の当期についてマイナス39.3、前期比プラス18.3。電気機械器具、マイナス40.9、前期比プラス2.6。輸送用機械器具、マイナス37.3、前期比0。光学機械に該当のある一般機械器具、マイナス52.9、マイナス8.5ポイント。自動車小売に該当する小売の機械器具、マイナス43.6、前期比17.7ポイント。

飛びまして54ページになりますが、同じく特賃の業種に関しまして、売上げD I、資金繰りD I、採算D I等を読み上げさせていただきます。

鉄鋼業・非鉄金属、4～6月の当期に関しまして19.7、前期比プラス31.2ポイント増。電気機械器具、マイナス17.9、前期比プラス1.4。輸送用機械器具、マイナス5.9、前期比マイナス21.6。光学機械器具の該当となる一般機械器具、当期マイナス35.3、前期比マイナス14.9。自動車小売の該当となる小売の機械器具、マイナス43.6、前期比マイナス4.9。

資金繰りD Iに関しまして、非鉄金属はマイナス5.2、前期比プラス10.2。電気機械器具、当期マイナス20.0、前期比マイナス3.6。輸送用機械器具、マイナス13.7、前期比マイナス13.7。光学機械器具の該当となる一般機械器具、当期マイナス18.2、前期比プラス3.4。自動車小売の該当となる小売の機械器具がマイナス26.3、前期比プラス0.4。

採算D Iに関しまして、読み上げさせていただきます。鉄鋼業・非鉄金属、当期プラス6.9、前期比プラス31.9。電気機械器具、当期マイナス32.8、前期比マイナス8.2。輸送用機械器具、マイナス11.8、前期比プラス0.2。光学の該当となる一般機械器具、当期マイナス31.8、前期比マイナス12.6。自動車小売の該当となる小売の機械器具、マイナス47.4、前期比マイナス11.9。

設備投資の実施率は、鉄鋼業・非鉄金属が当期32.8、前期比13.6。電気機械器具、当期14.9、前期比3.6。輸送用機械器具、当期33.3、前期比2.0。光学の該当となる一般機械器具、当期16.2、前期比3.0。自動車小売、小売の機械器具、当期17.9、前期比マイナス4.6となっております。

さらに、58ページ以降は経年的な推移が記載されております。

以上が資料No.2の説明になっております。

続きまして、資料No.3、鉱工業指数になります。令和3年5月分ということで、1ページ目、総合指数の動向が記載されております。令和3年5月の鉱工業指数は、生産が84.4で3か月ぶりの低下となった。出荷は83.5で2か月ぶりの低下、また、在庫は82.5で2か月連続の低下、在庫率は115.3で3か月ぶりの上昇になったということで、1ページの下に総合指数の各月のグラフが掲載されております。

す。

さらに、5ページ目に行きます。生産指数に関しまして、これも各産業別に記載されております。最後の令和3年5月分に関しまして、各業種ごとに読み上げさせていただきます。

非鉄金属工業、5月72.2、前期比マイナス18.8。光学に該当となる業務用機械工業、85.1、前期比プラス10.5。電子デバイスと電気機械器具は同じ電子部品に該当となりますけれども、電子部品デバイス工業は117.2、前期比11.7。電気機械工業は95.2、前期比3.3。輸送機械工業に関しましては45.0、前期比マイナス31.7。

次の7ページ目になりますが、出荷指数に関しまして読み上げさせていただきます。非鉄金属は81.5、前期比マイナス5.7。業務用機械工業に関しましては86.8、前期比プラス13.5。電子部品デバイス工業に関しまして114.7、前期比プラス0.9。電気機械工業に関しまして97.8、前期比プラス5.8。輸送機械工業に関しまして42.1、前期比マイナス33.3。

1枚開きまして、在庫に関しまして、在庫指数を読み上げさせていただきます。非鉄金属工業74.0、前期比マイナス0.3。業務用は掲載がありません。電子部品デバイス工業が98.4、前期比マイナス20.5。電気機械工業が86.7、前期比マイナス0.5。輸送機械工業が14.9、前期比マイナス5.7となっております。

以上、鉱工業指数に関しまして、主要な特賃の業種の読み上げをさせていただきます。以上で資料を終了したいと思います。

佐野会長 今、事務局から資料について説明いただきましたけれども、何か確認することはございますか。近藤さん、よろしくをお願いします。

近藤委員 御説明ありがとうございます。鉱工業指数の読み上げの中で御説明がありましたけれども、情報通信機械工業は御報告がなかったのですが、これは……。

賃金室長 失礼しました。情報通信、読み漏れです。

近藤委員 御確認ありがとうございます。

佐野会長 近藤さん、それでよろしいですか。

近藤委員 はい。

佐野会長 ほかに何かございますか。並木さん、よろしくをお願いします。

並木委員 表の見方を教えていただきたいのですが、資料No.1の3ページ、早見表。ここに書いてあります影響率は、後ろの表のどことどう見合わせるのか教えてください。

賃金室長 例えば3ページの非鉄金属に関しまして、949円が影響率2.1%となっております。総括表の場合、この1円下の948円を見ていただきます。

並木委員 対象労働者に対する割合を出しているという理解でいいですか。1円下を見ればよろしいわけですね。

賃金室長 そうです。

並木委員 承知しました。ありがとうございます。

佐野会長 並木委員さん、それでよろしいですか。

並木委員 はい。

佐野会長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。
ぱっと説明されて、「何かあるか」と言ってもなかなか難しいので、質問あればまた後日でもよろしいでしょうか。

賃金室長 はい。

佐野会長 じゃ、そうさせていただきます。
意見聴取は、事務局としては今の全てでよろしいですか。
おおむね出尽くしたと思いますので、本日、特定最賃の意見聴取は終了といたします。

次回も特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議いただき、できれば答申をまとめるよう御協力をお願いしたいと思います。

私、一言申し上げますと、従来の3%ぐらいまでは地賃と特定最賃の議論にあまり隔たりは、個々を見るとあるんですけども、考え方にそんなに齟齬はなかったように感じます。どっちかという、特定最賃は生産性とか、そういう過去の数字をベースにしていると思います。今年はコロナ禍だから前々年度をベースにしてどう解釈していくかという議論になると思います。地賃については、政策的な判断がはいっているのでしょうか、地賃の上げ幅が特定最賃よりも大きくなってきました。そうなる、議論が従来とは違ってきている。平たく言う

と、金額は具体的に分かりませんが、地賃金額の中にこれまでの考え方による金額に加えて政策的な金額が入ってきたところで決まってきた。そういう考え方でやると、これまでの概念と異なるものが出てくるわけですね。

私は3月のときの全員協議会でも言いましたが、特定最賃の必要性の有無を考えたときになかなか難しいとは思いますが、この業務に対して、賃金の優位性とか生産のところを優位的に考えるのが何かをよく検討していただきたい。業務の難易度、役割とか、特に特定最賃を設けていく上でこれが必要だと思うところがあれば、私は1円でも「必要性あり」と考えれば、必要性有との意見が出てしかるべきかと思えます。特に今年は当初の想定よりもかなり大幅な金額が中賃では出されているというお話を伺っていますので、単純にその金額に引っ張られることなく、特定最賃の必要性の有無を御判断いただきたいと思っています。その辺よろしくお願いします。

室長、次に何かございますか。

賃金室長

事務局から。7月5日の本審において、運営規程の変更に当たりまして、テレビ会議システムを用いての審議会はどのような場合を想定しているのかという御質問がありました。

本省に確認したところ、テレビ会議を用いる場合について、具体的にどのような場合にどのような個別具体的なものの指示とございますか、想定しているものはございません。しかしながら、他局の例によりますと、委員の方にコロナ感染が疑われる状況になったことから、急遽、オンラインで会議をすることになったという事例はありました。以上です。

佐野会長

今の御説明のとおりでございます。よろしいですか。

ほかの委員の方、その他に関して何かございますか。

よろしいですか。ないようでしたら、これをもちまして議事は全て終了いたしました。

本日の審議会はこれで閉会といたします。次回の第4回本審は8月2日月曜日、9時半から開催される専門部会終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

次回の本審は特定最低賃金の必要性について答申を予定しておりますので、会議、議事録は公開といたします。

本日の審議会はこれにて閉会いたします。よろしく願いいたします。

— 了 —